

令和5年4月21日 招集

令和5年門真市教育委員会第4回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第4回定例会
 令和5年4月21日（金）午後3時15分
 本館4階委員会室

日 程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第4号	臨時代理による事務処理の承認について （令和5年度門真市教育委員会事務局人事について）	1
第4	承認第5号	臨時代理による事務処理の承認について （令和4年度教育費補正予算の見積り申出について）	10
第5	承認第6号	臨時代理による事務処理の承認について （門真市教育委員会公印規則の一部改正について）	13
第6	承認第7号	臨時代理による事務処理の承認について （門真市教育委員会文書管理規程の一部改正について）	18
第7	議案第13号	門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について	21
第8	議案第14号	門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定に伴う諮問について	23
第9	報告案件	門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告	—
第10		諸報告	25

承認第4号

臨時代理による事務処理の承認について
(令和5年度門真市教育委員会事務局人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会事務局人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和5年4月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

人 事 異 動 表

令和5年4月1日付

新 所 属	氏 名	旧 所 属
(統括理事級)		
副教育長	八木下 理香子	文部科学省
(課長級)		
教育部教育総務課長	高岡 華織	まちづくり部建築指導課長
教育部学校教育課参事	向井 祐樹	門真市立二島小学校教頭
(課長補佐級)		
教育部教育総務課副参事 兼 学校教育課副参事	山口 廣倫	教育部学校教育課副参事
教育部教育企画課副参事 兼 学校教育課副参事	小林 哲明	門真市立古川橋小学校教諭
教育部学校教育課副参事 兼 門真市教育センター副参事	玉田 一真	門真市立速見小学校教諭
教育部学校教育課副参事	中川 賢治	門真市立脇田小学校教諭
教育部学校教育課副参事	柴田 昌平	門真市立第二中学校教諭
(主任級)		
教育部教育企画課主任	藤澤 祥太郎	教育部教育企画課主査
(主査)		
教育部教育企画課主査	奥本 光生	保健福祉部福祉政策課
教育部教育企画課主査	野澤 恵子	教育部教育企画課
(係員)		
教育部教育総務課	三村 梨紗	教育部教育総務課 (文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課研修生)
教育部教育企画課	須上 亜衣	市民文化部市民課
教育部教育総務課 (文部科学省研修生)	西原 太郎	保健福祉部保護課

暫定再任用常勤職員人事異動表

令和5年4月1日付

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育部教育総務課主査	西中 直人	教育部教育総務課主任
門真市立上野口小学校主査	乾 喜裕	門真市立上野口小学校主査
門真市立速見小学校主査	幸 昌宏	門真市立速見小学校主査
門真市立北巢本小学校主査	松田 栄仁	門真市立大和田小学校主査
門真市立東小学校主査	金子 直子	門真市立門真小学校上席主査
門真市立東小学校主査	岸原 幸	門真市立東小学校主査
門真市立門真みらい小学校主査	岡 好美	門真市立門真みらい小学校主査
門真市立第七中学校主査	船本 洋一	門真市立第七中学校主査
門真市立大和田幼稚園主査	北里 透	環境水道部クリーンセンター施設課主査

※ 勤務形態は「週5日（週38時間45分）勤務」となります。

暫定再任用短時間勤務職員人事異動表

令和5年4月1日付

新 所 属	氏 名	旧 所 属
門真市立門真みらい小学校主査	尾坂 利江	門真市立門真みらい小学校上席主査

※ 勤務形態は「週4日（週31時間）勤務」となります。

人 事 異 動 表

令和5年4月1日付

新 所 属	氏 名	旧 所 属
(課長級)		
市民文化部地域政策課参事 兼 課長補佐	文能 務	市民文化部地域政策課参事 兼 課長補佐 (併任) 教育部参事 (学校適正配置担当)
保健福祉部健康保険課長	十河 大輔	教育部教育総務課長
門真市立砂子小学校教頭	川谷 直毅	教育部学校教育課参事
(課長補佐級)		
門真市立速見小学校首席	宇田 麻衣子	教育部学校教育課副参事 兼 門真市教育センター副参事
門真市立脇田小学校首席	松本 恵美子	教育部学校教育課副参事
門真市立第七中学校教頭	島村 翔平	教育部学校教育課副参事 兼 門真市教育センター副参事
大阪府	高月 健太郎	教育部教育総務課副参事 兼 学校教育課副参事
(主任級)		
保健福祉部保護課上席主査	橋 貴史	教育部学校教育課主任
(主査)		
企画財政部 I C T 推進課主査	黒木 智	教育部教育総務課主査

定年退職者名簿

令和5年3月31日付

氏名	所属
西中 直人	教育部教育総務課
金子 直子	門真市立門真小学校
尾坂 利江	門真市立門真みらい小学校

人 事 異 動 表

令和5年4月1日付

(校務員)

新所属	氏名	旧所属
(主任級) 門真市立大和田小学校上席主査	中島 健次	門真市立第二中学校上席主査
門真市立沖小学校上席主査	中畑 誠也	環境水道部クリーンセンター施設課主任
門真市立東小学校上席主査	西村 洋	門真市立大和田幼稚園上席主査
門真市立第二中学校上席主査	田村 保広	門真市立沖小学校上席主査
門真市立第三中学校上席主査	檜尾 潤	門真市立北巢本小学校上席主査
門真市立第五中学校上席主査	田井 伸二	環境水道部クリーンセンター施設課上席主査

暫定再任用常勤職員

新所属	氏名	旧所属
門真市立上野口小学校主査	乾 喜裕	門真市立上野口小学校主査
門真市立速見小学校主査	幸 昌宏	門真市立速見小学校主査
門真市立北巢本小学校主査	松田 栄仁	門真市立大和田小学校主査
門真市立第七中学校主査	船本 洋一	門真市立第七中学校主査
門真市立大和田幼稚園主査	北里 透	環境水道部クリーンセンター施設課主査

※ 勤務形態は「週5日(週38時間45分)勤務」となります。

人 事 異 動 表

令和5年4月1日付

(調理員)

新所属	氏名	旧所属
(主任級) 門真市立門真小学校上席主査	藤野 貴子	門真市立門真みらい小学校上席主査
門真市立古川橋小学校上席主査	山本 夏子	門真市立門真みらい小学校上席主査
門真市立門真みらい小学校上席主査	星山 佳世子	門真市立古川橋小学校上席主査
門真市立門真みらい小学校上席主査	荒木 桂子	門真市立東小学校上席主査

暫定再任用常勤職員

新所属	氏名	旧所属
門真市立東小学校主査	金子 直子	門真市立門真小学校上席主査
門真市立東小学校主査	岸原 幸	門真市立東小学校主査
門真市立門真みらい小学校主査	岡 好美	門真市立門真みらい小学校主査

※ 勤務形態は「週5日(週38時間45分)勤務」となります。

暫定再任用短時間勤務職員

新所属	氏名	旧所属
門真市立門真みらい小学校主査	尾坂 利江	門真市立門真みらい小学校上席主査

※ 勤務形態は「週4日(週31時間)勤務」となります。

新規採用職員配属先一覧

令和5年4月1日付

配属先	氏名	職種
(係員) 教育部教育総務課	姫路 美愛	事務職
教育部学校教育課	澤 春花	事務職

承認第5号

臨時代理による事務処理の承認について
(令和4年度教育費補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和4年度教育費補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

令和5年4月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和4年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 財産収入

(項) 財産運用収入

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
	千円		千円	
利子及び配当金	244	利子及び配当金	244	教育振興基金利子 【教育振興基金積立事業】
				千円 244

(款) 寄附金

(項) 寄附金

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
	千円		千円	
教育費寄付金	57	教育費寄付金	57	教育費寄付金 【教育振興基金積立事業】
				千円 57

令和4年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費

(項) 教育総務費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
教育振興基金費	千円		千円
	302	○施策評価対象外事業 教育振興基金積立事業	302 積立金 特定目的基金（固定資産） 基金積立金 302

承認第6号

臨時代理による事務処理の承認について (門真市教育委員会公印規則の一部改正について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）の一部改正を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和5年4月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

門真市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印の使用)</p> <p>第6条</p> <p>1～3 略</p>	<p>(公印の使用)</p> <p>第6条</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 前項の規定により、提示を受けた保管者又は公印取扱責任者は、公印を要する文書に公印を押印した後、決裁済原議書（又は公印使用簿。以下同じ。）と公印を要する文書とに契印し、決裁済原議書に公印済の印を押印しなければならない。ただし、文書の性質上契印の必要がないと認めたものについては、この限りでない。</u></p>

様式第2号（第6条関係）

公 印 使 用 簿

月日	件名	公番	印号	課長	課補長佐	主任	係員	保管者 (取扱責任者)

様式第3号から様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

承認第7号

臨時代理による事務処理の承認について (門真市教育委員会文書管理規程の一部改正について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会文書管理規程（平成元年門真市教育委員会規程第1号）の一部改正を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和5年4月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

門真市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程

門真市教育委員会文書管理規程（平成元年門真市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務処理の原則)</p> <p>第2条</p> <p>1 略</p> <p>2 文書は、次の各号に掲げる原則に従い処理しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 文書は、門真市情報公開条例（平成11年</p>	<p>(事務処理の原則)</p> <p>第2条</p> <p>1 略</p> <p>2 文書は、<u>すべて</u>次の各号に掲げる原則に従い処理しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p><u>門真市条例第13号)に基づく公文書の開示に対応できるよう適正に管理しなければならない。</u></p>	
<p>(文書管理責任者及びファイル担当者)</p> <p>第6条 課に文書管理責任者及びファイル担当者を置く。<u>この場合において、グループを置く課にあっては、グループごとに置くものとする。</u></p> <p>2 <u>課の所管に属する教育機関については、当該教育機関に文書管理責任者及びファイル担当者を置くものとする。</u></p> <p>3～4 略</p>	<p>(文書管理責任者及びファイル担当者)</p> <p>第6条 課に文書管理責任者及びファイル担当者を置く。_____</p> <p>2 課の所管に属する教育機関で、<u>文書担当課長が文書管理上必要があると認める場合は、当該教育機関に文書管理責任者及びファイル担当者を置くことができる。</u></p> <p>3～4 略</p>
<p>(公印の押印)</p> <p>第9条</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>前項ただし書の規定により公印の押印を省略するときは、発信者名の下に「(公印省略)」の表示をしなければならない。</u></p>	<p>(公印の押印)</p> <p>第9条</p> <p>1 略</p>
<p>(委員会付議事件に係る文書の取扱い)</p> <p>第10条 委員会の<u>議決等</u>を必要とする文書は、教育長の決裁を経た後、文書担当課長に<u>関係書類を添付して提出</u>しなければならない。</p>	<p>(委員会付議事件に係る文書の取扱い)</p> <p>第10条 委員会の<u>議決を得、又は報告等</u>を必要とする文書は、教育長の決裁を経た後、文書担当課長に<u>関係書類を添付して送付</u>しなければならない。</p>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議案第13号

門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について

門真市附属機関に関する条例の施行規則に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員を委嘱及び任命するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年4月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市立義務教育諸学校の教科用図書の調査及び研究を行うために委員会を設置するにつき、本案を提出するものである。

令和5年度門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員候補者名簿

氏 名	所 属

議案第14号

門真市立義務教育諸学校教科用図書を選定に伴う諮問について

門真市附属機関に関する条例(平成25年門真市条例第3号)第1条の規定に基づき、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に次のように諮問するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成5年4月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

令和6年度小学校使用教科用図書の適正な選定についての意見の答申を得るにつき、本案を提出するものである。

門真市立義務教育諸学校
教科用図書選定委員会委員長 様

門真市教育委員会
教育長 久木元 秀平

門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定について（諮問）

門真市附属機関に関する条例第1条の規定に基づき、下記事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

令和6年度小学校使用教科用図書の適正な選定について

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和5年度門真市一般会計当初予算の概要について